



遺産の評価を下げる対策

⑤

相続税は節税の余地がかなりある。だが、亡くなる前に対策が必要なものが多い。確認してみよう。

生命保険：相続税と所得税の使い分け

①	被保険者	契約者（保険料負担）	受取人	税金の種類
	夫	子	子	所得税
	課税対象	$(\text{保険金額} - \text{支払保険料} - 50 \text{万円}) \times 1/2$		
②	被保険者	契約者（保険料負担）	受取人	税金の種類
	夫	夫	子	相続税
	課税対象	$\text{保険金額} - (500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数})$		
③	被保険者	契約者（保険料負担）	受取人	税金の種類
	夫	妻	子	贈与税
	課税対象	$\text{保険金額} - 110 \text{万円}$		

生命保険金は、保険料負担者と保険金受取人によって、税金の種類が「所得税」「相続税」「贈与税」のいずれかになる。保険料負担者と保険金受取人が同じ場合は、生命保険金には**所得税**。保険料負担者と被保険者が同じだと、**相続税**。被保険者と、保険料負担者と、保険金受取人がそれぞれ異なる場合は、**贈与税**。

非課税枠までは、被相続人が保険料を負担して相続税に。

相続人の法定取得財産が 5 千万円を超えると相続税の税率は $\boxed{30\%}$ になるので、そこからは相続人が保険料を負担して、保険金を一時所得で受け取ると、税金を抑えることができる。

例えば 1000 万円の保険をかけて月 10 万円の保険料を 3 年間支払うと 360 万円。保険金 1000 万円から経費 360 万円と特別控除額 50 万円。

一時所得額は $1000 \text{万円} - 360 \text{万円} - 50 \text{万円} = 590 \text{万円}$

課税対象金額は $590 \text{万円} \times 1/2 + \text{他の所得} 0 \text{円}$ として $= 295 \text{万円}$

所得税の金額は $(295 \text{万円} \times \boxed{10\%} - \text{控除額} 97,500 \text{円}) \times 1.021 = 201,647 = \boxed{201,600}$

* 相続税の場合、 $(1000 \text{万円} - 360 \text{万円}) \times \boxed{30\%} = 1,980,494 = \boxed{1,980,400}$